

白井市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

第1 はじめに

改定の経緯

国は、平成 17 年に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、県においても同年に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく行動計画とするため、国は、平成 25 年に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定し、県においても同年に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

さらに、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和 6 年に政府行動計画の抜本的な改定が行われ、県行動計画についても令和 7 年に改定が行われた。

白井市においては、平成 21 年に「白井市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後、平成 26 年に特措法に基づく「白井市新型インフルエンザ等対策行動計画」へ全面改定を行った。

そして、今般の政府行動計画及び県行動計画の改定に伴い、対策の整合性を図るため、市行動計画の改定を行う。

市行動計画の位置づけ

《令和 6 年 7 月改定》 政府行動計画（特措法第 6 条）



《令和 7 年 3 月改定》 県行動計画（特措法第 7 条）



《令和 8 年●月改定》 市行動計画（特措法第 8 条）

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画に基づき策定するもので、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものである。

対象となる感染症

新型インフルエンザ等

【特措法第 2 条第 1 項】

※赤字は拡充された疾患。
※本計画中の「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」は、令和 5 年 5 月から感染症法上『5 類感染症』と位置づけられたため、現在は特措法に基づく「新型インフルエンザ等」は含まれない。

新型インフルエンザ等感染症

【感染症法第 6 条第 7 項】

指定感染症

【感染症法第 6 条第 8 項】

当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの

新感染症

【感染症法第 6 条第 9 項】

全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

新型インフルエンザ

【同項第 1 号】

再興型インフルエンザ

【同項第 2 号】

新型コロナウイルス感染症

【同項第 3 号】

再興型新型コロナウイルス感染症

【同項第 4 号】

第2 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

対策の目的及び基本的な戦略

県が掲げる目的及び基本的な戦略に基づき、市においても次の対策を講じる。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

実施上の主な留意点

- 初動の体制整備・普及啓発・人材育成等による平時の備えの整理や拡充
- 科学的根拠に基づく適切な対策の切り替えと分かりやすい情報発信
- 市民の自由と権利の制限を必要最小限に留めることによる基本的人権の尊重
- 社会福祉施設等における対応や感染症危機下における災害対応への準備
- 対策の実施に係る記録の作成・保存・公表

行動計画の対策項目と横断的視点

主な対策項目を6項目から7項目に拡充し、平時における取り組みなど、より充実した内容を記載した。また、対策の実効性を向上させるため、「人材育成」「県及び近隣市町との連携」「DX推進への協力」の視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべきものである。

改定前

- ①実施体制
- ②サーベイランス・情報収集
- ③情報提供・共有
- ④予防・まん延防止
- ⑤医療
- ⑥市民生活及び市民経済の安定の確保



改定後

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、**リスクコミュニケーション**
- ③まん延防止
- ④**ワクチン**（「予防」から変更）
- ⑤**保健**（「医療」から変更）
- ⑥**物資**
- ⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

感染症危機における有事のシナリオ

政府行動計画及び県行動計画に基づき、各対策項目における対応時期の区分を変更し、以下の3期に分けた構成とした。

改定前

- 【未発生期】
- 【海外発生期】
- 【国内発生早期】
（県内未発生期～県内発生早期）
- 【県内感染期】
- 【小康期】



改定後

- 【準備期】 予防や平時の準備を行う時期
- 【初動期】 感染症のまん延及びその可能性を探知して以降、国が基本的対処方針を定め、実行するまでの時期
- 【対応期】 国の基本的対処方針が定められた以降の時期

第3 対策7項目の考え方及び取組

1 実施体制		
【準備期】	【初動期】	【対応期】
実践的な訓練の実施、対策に携わる職員等の確保や育成を行い、全庁一体となった対応体制を構築するとともに、県等の関係機関との連携強化を行う。	市対策本部の設置を検討するとともに、必要な人員体制の強化や予算の確保などの対策に係る準備を進める。	まん延状況に応じて、市対策本部を設置し、初動期に引き続き、必要な財源確保や応援要請を行い、必要時には緊急事態措置に関する総合調整を行う。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション		
【準備期】	【初動期】	【対応期】
県等と連携し、市民等に対して、感染症に関する情報提供・共有等を行うとともに、双方向のコミュニケーションの体制整備として、コールセンター等を設置する準備を進める。	利用可能なあらゆる情報媒体により、迅速かつ理解しやすい内容や方法で、市民等に対して、感染症に関する情報提供・共有等を行うとともに、国の要請によりコールセンター等を設置し、相談受付等の実施など、可能な限り双方向のコミュニケーションを行うよう努める。	

3 まん延防止		
【準備期】	【初動期】	【対応期】
市民等に対して、基本的な感染対策（換気・マスク着用等の咳エチケット・手洗い・人混みを避ける等）の普及啓発を行うことにより、まん延防止対策への理解促進を図る。	市内でのまん延防止やまん延時に迅速な対応ができるよう、市行動計画及び業務継続計画に基づき準備を行う。	感染症の特徴や感染状況等に応じて、まん延防止対策の普及を図り、市民等に対して、必要となる対策の要請を行い、市民の生命及び健康を保護し、対策による社会的影響を緩和する。

4 ワクチン		
【準備期】	【初動期】	【対応期】
市内医療機関等と連携し、予防接種が迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な人員や資材等の確保方法を確認し、接種体制の構築に必要な準備を行う。また、市民等に対して、予防接種への理解を深める啓発、疑問や不安を解消するための情報提供など、双方向的な取組を進める。	接種に必要な医療従事者や資材等を確保するため、市内医療機関等の協力を得て、接種体制の構築を行い、予防接種が円滑に行えるよう進める。	初動期に構築した接種体制に基づき予防接種を行い、接種開始後は、特定の医療機関に接種者が集中しないよう、ワクチンの割り当て量を調整する。また、実施する予防接種に係る情報について、国が提供する情報も含め、市民等に周知を行う。

5 保健		
【準備期】	【初動期】	【対応期】
患者やその濃厚接触者に対して、県が健康観察を実施する場合、迅速に協力できるよう体制を整備する。		県からの協力依頼に基づき、自宅療養者等の健康観察や生活支援等に協力し、市民の生命及び健康を保護する。

6 物資		
【準備期】	【初動期】	【対応期】
市行動計画に基づき、必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。	関係機関等における感染症対策物資等の配付の必要性を確認し、配付に向けた準備を行う。	関係機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認し、必要に応じて配付を行う。また、必要な物資及び資材が不足するときは、県等と供給に関して相互協力するよう努める。

7 市民生活及び市民経済の安定の確保		
【準備期】	【初動期】	【対応期】
関係機関や市内での連携のため、情報共有体制を整備するとともに、感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品等の備蓄を行う。また、市民等に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	事業者に対して、従業員の健康管理や職場での感染対策など、事業継続に向けた準備等の要請を行う。また、生活関連物資等の安定供給が図られるよう、市民等に対して、購入に当たった適切な行動を呼びかける。	関係機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認し、必要に応じ市民生活及び市民経済の安定のため、生活関連物資等の高騰、買占め及び売惜しみが生じないように、適切な措置を講ずる。また、措置により生じた影響を緩和するために必要な支援を行う。